

# 宮城県農地集積アドバイザー設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、宮城県が行う経営体育成基盤整備事業等における経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営を行う担い手等への農用地の利用集積を促進するため指導・助言を行う宮城県農地集積アドバイザー（以下「集積アドバイザー」という。）の設置について必要な事項を定める。

## (役割)

第2条 集積アドバイザーは、前条の目的に基づいて次の業務を行う。

- (1) 県が行う農業経営高度化支援事業（以下「高度土地利用調整事業、指導事業」という。）に対する協力
- (2) 土地改良区等が行う農業経営高度化支援事業（以下「高度土地利用調整事業、調査・調整事業」という。）に対する助言・指導
- (3) その他事業の促進に関する助言・指導

## (委嘱)

第3条 集積アドバイザーは、宮城県土地改良事業団体連合会表彰規定に基づき表彰された者、農地集積業務に精通している者の中から、本人の同意を得て宮城県土地改良事業団体連合会（以下「本会」という。）会長が委嘱する。

## (任期)

第4条 集積アドバイザーの任期は3年とする。

- 2 任期満了後の集積アドバイザーについては、本会会長が本人の同意を得て、宮城県農地集積アドバイザーとして再任することができる。

## (費用弁償)

第5条 集積アドバイザーの派遣に係る謝金・旅費等の費用は、県が依頼する会議・研修等へ出席する場合は、県が支弁する。また、土地改良区等が依頼する会議・研修等へ出席する場合は、土地改良区等が支弁する。

## (事務局)

第6条 集積アドバイザーに関する事務を処理するため、本会の集積班に事務局を置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は本会会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成14年9月11日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず平成14年度に委嘱する集積アドバイザーの任期は委嘱の日から平成18年3月31日までとする。

### 附 則（平成18年3月15日改正）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則（平成21年12月25日改正）

- 1 この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

### 附 則（平成26年4月1日改正）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

# 宮城県農地集積アドバイザー派遣実施要領

## 1. 趣旨

要綱第2条の業務を行う宮城県農地集積アドバイザー（以下「集積アドバイザー」という。）の派遣に関して必要な事項を定める。

## 2. 派遣対象業務

県及び土地改良区等が主催する行事で次の業務とする。

- (1) 県が主催する会議・研修会での講演等
- (2) 土地改良区等が主催する会議・研修会の講演等、及び集落説明会での指導・助言

## 3. 派遣手続き

県及び土地改良区等が集積アドバイザーの派遣を要請する場合は、別紙（様式－1）により宮城県土地改良事業団体連合会（以下「本会」という。）会長に申し出る。

なお、集積アドバイザーの選定については、本会が派遣申請書の内容を精査し、集積アドバイザーの承諾を得て本会が決定し、速やかに申請者に連絡する。

（様式－2）（様式－3）

## 4. 経費

集積アドバイザーの派遣が決定された場合、講師などの謝金、旅費、報告書作成費等については申請者が負担する。

なお、旅費については県の「職員等の旅費に関する条例」第3条及び第14条の規定、謝金と報告書作成については、「宮城県公務研修所の講師手当支給基準」の規定に準じて支給する。

ただし、その取り扱いは、次のとおりとする。

- ① 旅費の等級区分の取り扱いは、一律8級以下の職務にある者を適用する。
- ② 謝金は、一律7,000円/1時間当たりとする。

## 5. 報告

集積アドバイザーの派遣を受けた県及び土地改良区等は、行事が終わり次第速やかに別紙（様式－4）により「農地集積アドバイザー派遣現地指導報告書」を本会に報告する。

また、派遣された集積アドバイザーからも行事が終わり次第、該当地区に対しての指導等を別紙（様式－5）により本会に報告を願う。

### 附 則

- 1 この要領は、平成14年9月11日から施行する。

### 附 則（平成18年3月15日改正）

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則（平成21年12月25日改正）

- 1 この要領は、平成22年1月4日から施行する。

なお、宮城県公務研修所の講師手当支給基準が既に改正されているため平成21年4月1日から適用するものとする。

(様式－1)

## 農地集積アドバイザー派遣申請書

平成 年 月 日

宮城県土地改良事業団体連合会会長 殿

申請機関代表者 印

宮城県農地集積アドバイザー派遣実施要領に基づき下記のとおり申請します。

### 記

#### 1. 申請目的

#### 2. 申請内容

1) 日 時 平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分

2) 場 所

3) 研修名等

4) 参集者の範囲及び人数

#### 3. その他

(派遣希望アドバイザー名)

(様式－２)

宮土連発第 号  
平成 年 月 日

農地集積アドバイザー 殿

仙台市青葉区上杉二丁目 2 番 8 号  
宮城県土地改良事業団体連合会  
会長 伊藤 康志

### 地区推進事業現地指導について（依頼）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度 から農地集積の推進に関し、貴殿に現地指導のご依頼がありましたので、ご出席、ご指導賜りますよう宜しくお願いいたします。

なお、詳細については、 から連絡調整をいたしますのでよろしく  
お願いいたします。

#### 記

1. 日 時 平成 年 月 日( ) 午前・後 時 分

2. 申請機関名

3. 場 所

4. 地 区 名

(様式－3)

宮土連発第 号  
平成 年 月 日

申請機関代表 殿

仙台市青葉区上杉二丁目 2 番 8 号  
宮城県土地改良事業団体連合会  
会長 伊藤 康志

### 農地集積アドバイザーの派遣について（通知）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 年 月 日付けで派遣要請のあった件につきまして、下記のとおり派遣する事といたしましたのでお知らせいたします。

なお、詳細については、貴殿から へあてご連絡下さるようよろしくお願いいたします。

記

1. 派遣者氏名

2. 連絡先

3. その他

(様式-4)

## 農地集積アドバイザー派遣現地指導報告書

平成 年 月 日

宮城県土地改良事業団体連合会長 殿

申請機関代表者 印

宮城県農地集積アドバイザー派遣実施要領に基づき下記のとおり報告します。

1. 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時から 月 日 ( ) まで
2. 場 所	
3. アドバイザー名	
4. 指導・助言内容	
5. 今後の課題等	

(様式-5)

## 現地指導報告書

平成 年 月 日

宮城県土地改良事業団体連合会長 殿

農地集積アドバイザー 氏名 ㊞

下記により現地指導を実施いたしましたので報告いたします。

1.日 時	平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇曜日) 午後〇〇時から〇〇時まで
2.場 所	宮城県〇〇市「〇〇会館会議室」又は、「〇〇集会所」など
3.参加者数	担い手〇〇名、△△委員〇〇名、□□土地改良区役職員〇〇名、■●役場職員〇〇名
4.研修会名	〇〇地区集落営農研修会又は、〇〇地区農地集積研修会
5.講演テーマ	集落の担い手を育てる集落営農
6.講演内容	〇〇地区のほ場整備事業を契機に担い手として集落営農組織の立ち上げから現在の活動状況と将来の法人化に向けた取組みや担い手の育成などについて講演を行なった。 ①〇〇 ②〇〇
7.公聴者の反応 (質疑等)	米価の下落、飼料や燃料等の高騰により農業を取り巻く環境は厳しい中、集ってくれた担い手は、嬉しいことに若い人が多く、最後まで私の話に関心を持って熱心に聴いて頂いた。 特に、集落営農は何の為にやるのか、また、組織にどのようなルールが必要なのかの話題に肯いていた。 最後に、質問を受け、次の通り回答を行なった。  (質問) 集落営農による経営は成り立つのか、また続ける上で、何が一番課題で、どのように取り組めば良いのか。  (回答) 経営は大変厳しいが、小規模の農家が今のまま個々に農業を続けた場合、機械の更新や後継者の問題は解決しない。しかし、意志を一つにして皆で取り組むことにより、今より無駄な経費を抑え後継者の確保も改善される。また課題としては構成員に対する仕事配分で、それを解決する為に毎月作業予定を記入した「集落だより」を発行し、その予定日に対応できるか2週間前に受付を行い、人数調整を行なっている。

8.意見（感想）	地区の規模は30haと小さいが、主たる担い手に30代の若手もおり、また土地利用調整組織の代表役員は、地区の現状をよく把握されている方で、これからの集落営農を立ち上げる意気込みを感じた
9.その他	



(様式-5)

## 現 地 指 導 報 告 書

平成 年 月 日

宮城県土地改良事業団体連合会長 殿

農地集積アドバイザー 氏名 ㊞

下記により現地指導を実施いたしましたので報告いたします。

1.日 時	平成 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時から 時まで
2.場 所	
3.参加者数	
4.研修会名	
5. 講演テーマ	
6.講演内容	
7.公聴者の反応 (質疑等)	

8.意見（感想）	
9.その他	